

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-107570(P2020-107570A)

【公開日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-027

【出願番号】特願2018-247609(P2018-247609)

【国際特許分類】

H 01 R 13/6581 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/6581

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月10日(2021.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1本の被覆電線の外周を覆う導電性のシールド部と、前記シールド部の外周を覆うシース部と、を有するシールド電線と、

筒状の接続部を有し、前記シールド部と接続される第1外導体と、

前記接続部の外面に沿うように周方向に巻き付けて圧着される少なくとも1つの板状の固定バレルを有する第2外導体と、

前記固定バレルが前記接続部に圧着されて前記第1外導体と前記第2外導体とによって形成される外導体が収容される端子収容部を有するハウジングと、を備えたコネクタであって、

前記端子収容部は、前記外導体を収容する過程において、前記固定バレルを正規の圧着位置に向けて押圧可能な押圧部を有するコネクタ。

【請求項2】

前記端子収容部は、前記外導体において前記固定バレルとは反対側に位置する底部が配置される底壁を有しており、

前記底壁と前記押圧部との間の距離は、前記外導体において前記固定バレルが圧着された部分の高さ寸法と実質的に同一に形成されている請求項1に記載のコネクタ。

【請求項3】

前記第2外導体は、前記第1外導体と共に前記シールド部に圧着される少なくとも1つの接続バレルをさらに有し、

前記端子収容部は、前記固定バレルが収容される第1収容部と、前記接続バレルが収容される第2収容部とを有し、

前記押圧部は、前記第1収容部の前記第2収容部側の端部から前記第1収容部の前記第2収容部とは反対側の端部に向けて形成されている請求項2に記載のコネクタ。

【請求項4】

前記押圧部における前記第2収容部側の端部は、前記第1収容部側から前記第2収容部側に向けて丸みを帯びるように拡径して形成されている請求項3に記載のコネクタ。

【請求項5】

前記押圧部は、前記第1収容部における前記底壁と対向する天井壁とされている請求項3または請求項4に記載のコネクタ。

【請求項 6】

前記接続部には、外方に突出する突部が形成されており、
前記第2外導体は、一対の固定バレルを含み、
前記一対の固定バレルは、前記シールド電線の延び方向について前記突部の両側に圧着される請求項1から請求項5のいずれか一項に記載のコネクタ。

【請求項 7】

前記固定バレルの前記端子収容部に収容される側の端縁部には、前記外導体が収容される方向に向かうほど前記接続部側に向かって傾斜する傾斜面が形成されている請求項1から請求項6のいずれか一項に記載のコネクタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

ところで、シールドシェルに相当する金属製の第1導体に対してシールドシェルカバーに相当する金属製の第2導体を固定する手段として、第2導体に延出して形成された延出片を第1導体の外周面に巻き付けるように圧着することにより、第1導体に係止用爪を形成したり、第2導体に係止孔を形成したりするなど外導体の構造を複雑にせずに、第1導体に対して第2外導体を固定することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

前記第2外導体は、前記第1外導体と共に前記シールド部に圧着される少なくとも1つの接続バレルをさらに有し、前記端子収容部は、前記固定バレルが収容される第1収容部と、前記接続バレルが収容される第2収容部とを有し、前記押圧部は、前記第1収容部の前記第2収容部側の端部から前記第1収容部の前記第2収容部とは反対側の端部に向けて形成されている構成としてもよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

ところが、このような構成によると、押圧部が第1収容部の第2収容部側の端部から第1収容部の第2収容部とは反対側の端部に向けて形成されているから、他の部材が押圧部に接触することを防ぐことができる。

前記押圧部における前記第2収容部側の端部は、前記第1収容部側から前記第2収容部側に向けて丸みを帯びるように拡径して形成されている構成としてもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

コネクタ10は、図示しない相手方コネクタと嵌合可能とされており、図1から図5に示すように、ハウジング80と、ハウジング80に収容される端子モジュール（「端子收

容部」の一例) 70とを備えて構成されている。

端子モジュール70は、シールド電線11と、シールド電線11の前側の端末に接続される複数の内導体20と、複数の内導体20を収容する内導体収容部材30と、内導体収容部材30の外周を覆った状態でシールド電線11に接続される外導体50と、外導体50を収容するハウジング80とを備えて構成されている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0072

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0072】

また、第2外導体60は、第1外導体51と共にシールド部15に圧着される少なくとも1つの接続バレル66をさらに有し、モジュール収容部82は、固定バレル62が収容される中央収容部(第1収容部)90と、接続バレル66が収容される後部収容部(第2収容部)95とを有し、中央天井壁92は、中央収容部90の後部収容部95側の後端部から中央収容部90の前端部に亘って形成されている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

ところが、このような構成によると、中央天井壁92が中央収容部90の後端から中央収容部90の前端側に向かって形成されているから、他の部材が中央天井壁92に接触することを防ぐことができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0084】

10：コネクタ

11：シールド電線

12：被覆電線

15：シールド部

16：シース部

50：外導体

51：第1外導体

52：筒状部(「接続部」の一例)

60：第2外導体

61：覆い部(「底部」の一例)

62：固定バレル

64：位置決め片(「固定バレル」の一例)

64A：傾斜面

66：接続バレル

80：ハウジング

82：モジュール収容部(「端子収容部」の一例)

84：底壁

90：中央収容部(「第1収容部」の一例)

92：中央天井壁(「押圧部」、「天井壁」の一例)

95：後部収容部（「第2収容部」の一例）

L1：底壁と押圧部との間の距離

L2：固定バレルが圧着された部分の高さ寸法